

平成29年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成29年2月27日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- |     |        |                                |
|-----|--------|--------------------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                     |
| 第 2 |        | 会期の決定                          |
| 第 3 |        | 諸般の報告<br>(町長招集あいさつ)            |
| 第 4 | 承認第 1号 | 平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について |
| 第 5 | 議案第 1号 | 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について         |
| 第 6 | 議案第 2号 | 平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について |
| 第 7 | 議案第 3号 | 平成28年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について  |
| 第 8 | 議案第 4号 | 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について     |
| 第 9 | 議案第 5号 | 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について    |
| 第10 | 議案第 6号 | 平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算について      |
| 第11 | 議案第 7号 | 平成29年度永平寺町一般会計予算について           |
| 第12 | 議案第 8号 | 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について   |
| 第13 | 議案第 9号 | 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について    |
| 第14 | 議案第10号 | 平成29年度永平寺町介護保険特別会計予算について       |
| 第15 | 議案第11号 | 平成29年度永平寺町介護保険特別会計予算について       |
| 第16 | 議案第12号 | 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について   |
| 第17 | 議案第13号 | 平成29年度永平寺町上水道事業会計予算について        |

- 第18 議案第14号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第15号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第16号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第17号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第18号 永平寺町ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定について
- 第23 議案第19号 永平寺緑の村運動広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第20号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第21号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第22号 永平寺禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第27 議案第24号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について
- 第28 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第29 議員派遣の件

2 会議に付した事件  
議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

- 1番 上坂久則君
- 2番 滝波登喜男君
- 3番 長谷川治人君
- 4番 朝井征一郎君

- 5番 酒井 要 君
- 6番 江守 勲 君
- 7番 小畑 傳 君
- 8番 上田 誠 君
- 9番 金元直 栄 君
- 10番 樂間 薫 君
- 11番 川崎直 文 君
- 12番 伊藤博 夫 君
- 13番 奥野正 司 君
- 14番 中村勘 太郎 君
- 15番 川治孝 行 君
- 16番 長岡千 惠子 君
- 17番 多田憲 治 君
- 18番 齋藤則 男 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永 充 君
- 副 町 長 平野信 二 君
- 教 育 長 宮崎義 幸 君
- 消 防 長 竹内貞 美 君
- 総 務 課 長 山下 誠 君
- 財 政 課 長 山口 真 君
- 総 合 政 策 課 長 太喜雅 美 君
- 会 計 課 長 酒井宏 明 君
- 税 務 課 長 歸山英 孝 君
- 住 民 生 活 課 長 野崎俊 也 君
- 福 祉 保 健 課 長 木村勇 樹 君
- 子 育 て 支 援 課 長 吉川貞 夫 君
- 農 林 課 長 小林良 一 君
- 商 工 観 光 課 長 川上昇 司 君

建設課長	平林竜一君
上下水道課長	清水昭博君
永平寺支所長	山田幸稔君
上志比支所長	酒井健司君
学校教育課長	坂下和夫君
生涯学習課長	山田孝明君
国体推進課長	家根孝二君

6 会議のために出席した事務局職員

議会議務局長	佐々木利夫君
書記	多田和憲君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月20日、町長より平成29年第1回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを心より厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しております。

これより平成29年第1回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、上坂君、2番、滝波君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、2月27日から3月22日までの24日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、2月27日から3月22日までの24日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合の出席報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどをお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆

様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

本日ここに平成29年第1回永平寺町議会定例会が開催されるに当たり、町政運営に関する所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

第1回定例会のご案内をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集賜り厚く御礼申し上げます。

3月も間近になり、ようやく寒さも緩み始め、春の足音を感じる季節となつてまいりました。

さて、国の新年度予算案では、経済・財政再生計画の2年目の予算として、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指したものとなっております。

経済再生では、保育士、介護人材の処遇改善や待機児童の解消など、誰もが活躍できる一億総活躍社会を実現し、成長と分配の好循環を強化、官民一体となった経済成長や成長分野への公共工事の支援による経済再生に直結する取り組みの推進、賃金アップや労働者の雇用の待遇改善の働き方改革の推進に重点を置いたものとなっており、財政健全化では、高額医療費、介護サービス費の見直しによる社会保障費の効率化や国債発行の縮減を進め、経済・財政再生計画に基づく健全化に向けた予算となっております。

今、自治体を取り巻く状況は、少子・高齢化の進行や人口減少、それに伴う地域コミュニティ機能の低下、大きな自然災害を契機とした防災意識の高まりなど、住民ニーズは複雑かつ多様化してきております。

本町におきましても例外ではなく、人口減少が進む中山間地域の活性化対策、商工業の振興や企業進出による新たな雇用の創出は急務の課題であり、社会情勢の変化に対応した安心、安全なまちづくりは行政の責務として取り組まなければなりません。

こうした中、企業の皆様の頑張りが少しずつあらわれています。その指標の一つである法人税において、製造業、小売店業等の業績が平成25年度から27年度にかけ、12%、27%と年々伸びております。また、固定資産税の償却資産では、機械等の設備投資がふえたことから3%の伸びとなりました。

新年度は、地方創生に向けた取り組みと連携した人口減少の抑制や子どもと高齢者の支援、防災に強いまち、人・企業を町に呼び込む好循環施策、未来への投資などの諸政策や町政発展のために、引き続き全力を尽くしてまいりたい覚悟でございますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、町政の運営の一端について申し上げます。

まず、第二次永平寺町総合振興計画について申し上げます。

昨年6月から振興計画審議会に計画策定の審議をお願いしておりましたが、これまで慎重に協議を重ねていただき、2月22日に答申をいただき、今定例会にお示しをしております。策定に当たりましては、町内の中学生、町民の方々にまちづくりに関するアンケート調査を実施し、多くの方々からご回答をいただくなど、さまざまな機会を通じて、ご意見、ご提案をいただいております。

計画は、平成27年10月に策定した人口ビジョンや総合戦略を踏まえ、これから10年間の町政の方向性や町の将来像、まちづくりの大綱、施策の展開方針や具体的な事業などを示すものであり、町の目指す将来像を「めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ」といたしました。

町民と行政がそれぞれの立場で役割を担い、責任を果たしながら協働と連携によって英知を結集する、いわゆる町民力がこれからのまちづくりの最大の力です。町民一人一人が地域の主役となり、感動がめぐる、元気のある、笑顔の絶えないまちづくりを進めてまいります。

若者・学生との連携について申し上げます。

昨年11月に福井県立大学と、お互いの資源を活用し、地域振興を担う人材育成や魅力あるまちづくりへの協力を目的に包括的連携協定を結んでいますが、その協定に基づき、「永平寺町学」をテーマにまちづくり教養ゼミの開講を、私のほか、まちづくりに活躍する人、団体、企等の方にも依頼して行うこととしています。また、講義の様子をケーブルテレビで放送し、町民の皆様にも携わっていただく方々の考えを伝えることができると考えています。

これまでは、計画づくりなどに対し大学の先生にご協力をいただいておりますが、今後は、学生の皆さんにも積極的にまちづくりに参加していただくなど、町に関心を持っていただき、町の応援団や若者、学生の定住につながる取り組みを進めてまいります。

将来を見据えた効率的な施設管理について申し上げます。

本町では、昭和50年前後に建設された学校や行政系の公共施設、道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設が順次更新時期を迎えることから、効率的な維持管理や修繕、計画的な更新が課題となり、人口減少による公共施設の利用需要の変化に対応するため、2月に公共施設等総合管理計画を策定いたしました。所有する126施設について、施設の長寿命化や再編等に取り組み、将来への投資を先送りせずしっかりと対応します。

高齢者福祉や地域福祉の推進について申し上げます。

平成29年4月から、新しい総合事業への取り組みにより、一部の予防給付は地域支援事業へ移行することになります。町が地域の高齢者の実情に応じて必要な生活支援、介護予防を総合的に行う事業を進めるに当たり、住民サービスの向上につながるように、4月から地域包括支援センターを本庁舎1階に移転し、より一層、介護予防、日常生活支援の効率的推進に向けて連携を図ってまいります。

また、がんと診断された方の10年生存率が58%を超え、がん検診などによる早期発見に対する取り組みが生存率向上につながったとされています。これからも進行する高齢化に備え、住みなれた家庭や地域において生き生きと生活をしていただくため、介護保険サービスを初めとする福祉サービス、介護予防、生きがいつくり支援などの施策を進めるため、高齢者福祉計画を初め、介護保険事業計画、障害者基本計画を本年度に策定してまいります。

子育て支援について申し上げます。

昨年策定しました幼稚園・幼稚園施設の長期保全・再生計画に基づき施設の長寿命化と改修費用の平準化に取り組み、安心、安全な保育環境の維持に努めます。

放課後児童クラブは、子育て支援の観点から児童の健全な育成を図る役割を担っていますが、登録対象者の拡大や利用率の向上から、近年、受け入れ施設のスペース確保が課題となっておりました。本年度は、その解消対策として、御陵地区の児童クラブの受け入れ施設を御陵小学校体育館のギャラリーに移転するための改修を行い、小学校施設を活用した新たな児童クラブの環境整備を進めてまいります。

地域の価値を高め、にぎわいのあるまちづくりについて申し上げます。

2016年の訪日観光客が2,400万人を超え、前年比22%増となっています。特にアジアからの旅行者がふえ、5年連続前年度を上回っています。国は2020年度までに4,000万人を目標に掲げております。今月、越前加賀インバウンド推進機構で5市町の市長、事務局と香港の日本領事館、日本観光局、

各旅行会社へ訪問してまいりました。人口の4人に1人が毎年日本を訪れている中で、香港の方々はどういったところに行きたいのか、何を求めているのか、また日本国内の自治体の取り組みと成果を目の当たりにしまして、構成市町と効率よい今後の取り組みを確認し合ったところでもあります。あわせまして、関係機関と連携してインバウンド対策も含めた誘客に取り組んでまいります。

次に、松岡神明3丁目の国道416号沿いに整備しておりましたえい坊館が3月26日にオープンを迎えます。

外観は、旧松岡織物会館の雰囲気を継承したレトロ感のある西洋風の建物となっております。1階には、憩いの場、交流の場として物販、食のコーナーや禅文化体感ゾーン等のほか、2階は、大型スクリーンを活用した各種団体の会合などが行える多目的ホールを備えており、施設運営を永平寺町観光物産協会に委託をするものです。学生のゼミの集まり、地域活動、職場の打ち合わせ、講演会、パブリックビューイング、サロン、同窓会など、さまざまな使い方をご利用いただける施設となっておりますので、気軽にお立ち寄りいただきたいと思っております。

また、古民家をゲストハウス等の活動拠点施設に改修する事業を商工会や大学のご協力のもと、産学官協働事業として進めておりましたが、4月下旬に施設が完成する運びとなっております。施設の運営は、新たに設立するまちづくり会社に委託し、宿泊利用を初め、地域の交流の場としてまちの活性化につながるよう支援をしてまいります。

農業生産基盤の強化においては、平成26年度から現地の調査や地元説明を進めてきました中山間地域総合整備事業が、平成29年度より5カ年計画で県営事業として整備に取りかかります。永平寺地区では8地区、上志比地区では4地区において、農業用水、排水路、暗渠排水、ため池改修等を行いますが、中山間における農業生産基盤の整備にしっかりと取り組んでまいります。

人、企業を町に呼び込む好循環施策の展開と未来への投資について申し上げます。

中部縦貫自動車道の整備につきましては、夏前までに大野インターチェンジまで開通する見込みとなっておりますが、この機会を企業誘致に結びつけ、産業振興や雇用の推進につなげていくことが町の元気につながります。道の駅や町の名勝へ訪れる方には、えい坊館と連携させた交流イベントや地域の情報発信を行い、町内に滞在してもらう取り組みを進めてまいります。町には全国にアピールできる多くの地域資源があり、その一つとして、国内外から注目されている禅文化を

活用した観光の振興を行うなど、新たな商品の開発や地域産品の販売に結びつけ、産業を立ち上げ、働く場を求める人々が集まり、投資を呼び込む町へと好循環社会に向け、取り組んでまいります。

町は、その一環として新たな分野の事業を進めています。永平寺参道一帯を使い、自動運転の実証実験に向け、橋梁の補強や道路の改修などのための測量設計や改修工事に新年度より取り組みます。実証実験は高齢者や交通弱者の新たな移動手段のモデルケースとなり、その成果を生かして事業化を目指すものであります。

現在、国が民間企業に委託して行う実証実験の候補地として、県と共同応募者という形で申請しており、事業が採択されれば、国の実証実験を通して車の安全基準づくりや交通関係法規の整備を行い、県には事業推進に向けた運営組織づくりや道路改修等の支援をお願いしているところです。これから実用化に向け、永平寺町において、新たな交通網の開発、企業と地域が連携する産業振興につなげていきたいと考えています。

子どもたちの活躍について申し上げます。

1月にタイで開催されました車椅子バスケットボール男子23歳以下の世界選手権アジアオセアニアゾーン予選会において、寺本在住の永平寺中学校3年、古崎選手が日本代表として出場し、見事準優勝をしました。そのほか、松岡ミニバスケットボールチームが、1月に開催された全国大会福井県予選会において優勝を果たし、3月28日から東京で開催される全国大会に出場します。昨年12月に開催されたふくい理数グランプリの小学校理科部門において、志比小学校の児童が見事最優秀賞を獲得したほか、龍童太鼓も組太鼓ジュニアの部西日本代表として全国大会に出場を果たしております。

さらに、お正月に開催された第93回箱根駅伝に松岡神明出身の三澤選手が出場されたほか、3月3日から開催される全米チアダンス選手権大会に松岡春日在住の鈴木さんがJETSの一員として出場をされます。

頑張る町の子どもたちの支援を今後もしっかりと取り組んでまいります。

福井しあわせ元気国体のプレ大会について申し上げます。

バスケットボールのアップ会場としても使用する松岡中学校武道場が今春に完成をいたします。また、ソフトボールの会場となる松岡総合運動公園グラウンドの改修工事も進めてまいります。

競技につきましては、8月5日からジャパンオープンハンドボールトーナメン

トが北陸電力福井体育館フレアにおいて開催されます。また、8月11日には全日本教員バスケットボール選手権大会がふれあいセンターにおいて、9月16日から全日本総合女子ソフトボール選手権大会が松岡総合運動公園で開催されます。大会期間中には、県外からの選手や大会関係者、応援される方が本町へ訪れます。運営ボランティアの方を初め、花いっぱい運動に取り組み、町民の皆様と連携をして温かく迎え入れ、町のPR宣伝隊として魅力発信に努めてまいります。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

まず、一般会計補正予算の専決について主なものを申し上げます。

御陵幼稚園の施設に落雷があり、空調設備、照明器具等の修繕や町営駐車場管理委託料の不足分に速やかに対応するため、1月29日付で222万6,000円の専決処分をさせていただきました。

次に、平成28年度一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

歳出におきまして、国の補助金の内示を受け、永平寺参ろ一どを活用した自動走行実証実験基盤整備事業や松岡小学校南校舎棟大規模改修事業の予算を計上したところです。これらは翌年度に繰り越しの実施となります。そのほか、国民健康保険事業会計への事務費等に係る繰出金や過年度の障害者自立支援給付金を返還するための扶助費、除雪委託料の増額のほか、福井坂井地区広域市町村圏事務組合への負担金や農地集積協力金の減額を計上しております。

以上により、一般会計補正予算の総額は1億4,586万2,000円となった次第です。これら歳出の財源となります歳入では、国庫及び県支出金、町債、繰越金等により措置をしております。

次に、国民健康保険事業特別会計を含む4つの特別会計と上水道事業会計の補正予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算については、歳出において一般被保険者療養給付費に不足が見込まれるため、その不足分等を計上しており、財源となります歳入では一般会計繰入金、基金繰入金等により措置をしております。

後期高齢者医療特別会計補正予算については、保険料収入の増加分を広域連合に納付するため計上するほか、介護保険特別会計補正予算については、地域密着型介護サービス給付費の実績及び見込みによる増額分等を計上するものでございます。

下水道事業特別会計補正予算については、繰越明許費の計上のみでございます。

上水道事業会計補正予算については、資本的支出において配水設備改良費の減

額を計上しており、これらの歳入の財源では国庫補助金、企業債の減額を計上しております。

続きまして、平成29年度当初予算の主なものについて申し上げます。

平成29年度当初予算では、新たに策定しております第二次総合振興計画及び昨年策定しましたまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策の推進と福井しあわせ元気国体に向けた体制強化、老朽化施設の耐震化や改修、将来への投資となるインフラ整備など32件の新規事業や、農業の振興、住環境への支援など13件の拡充事業、24件の継続事業に重点配分したところであります。

一般会計の主な新規・拡充事業といたしまして、総務費では、新たな光回線を誘致し、町全域を対象に超高速ブロードバンドネットワークの構築を図る地域情報通信基盤整備事業補助金や、県立大学との包括的連携協定に基づく「永平寺町学」をテーマにしたまちづくり教養ゼミの開講や、禅の里笑来の運営に伴う指定管理料等を計上しています。

民生費では、高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者基本計画等の策定を今年度に行うほか、幼稚園・幼稚園施設の長期保全・再生計画に基づく施設の更新、御陵児童クラブの移転に伴う御陵小学校体育館の改修工事を行うこととしております。

農林水産業費では、国の計画や今後の農業の方向性を示す農業基本計画を本年度に策定するほか、水田農業の大規模化の補助や中山間地域での農業基盤整備等の事業等を計上したほか、商工費では、3月にオープンするえい坊館の運営補助のほか、30周年を迎える永平寺大燈籠ながしイベント実行委員会への補助等、地域の交流、にぎわいが生まれる事業への支援を行います。

土木費では、急傾斜地崩壊対策事業のほか、UIターン者の空き家利用者への支援、木造住宅の耐震化改修等、住環境への支援の対応を行います。

教育費では、中学校施設の老朽化や福井しあわせ元気国体での利用を見据え、体育館施設の環境改善、松岡B&G海洋センターの耐震補強改修工事、松岡総合運動公園グラウンド改修工事に取り組むほか、年間を通じ、健康増進や体力向上のため旧上志比小学校体育館の耐震補強改修工事を行い、生涯スポーツの振興を図る予算としております。

以上のことより、一般会計の予算総額は92億4,983万8,000円となった次第であります。

歳入では、確実に収入が見込まれる町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金

等を計上するとともに、地方債の借り入れと財政調整基金を取り崩して措置することとしております。

次に、特別会計と企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、歳出において療養給付費や高額医療費等を計上し、歳入において国民健康保険税及び国、県、町による公費負担等を計上し、国民健康保険事業の健全な運営を確保することとしております。

このほか、後期高齢者医療特別会計を初めとする特別会計と企業会計につきましては、それぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成したところであります。

その結果、特別会計の予算総額は49億5,941万円となり、上水道事業の企業会計は、収益的支出が3億6,777万9,000円、資本的支出が1億9,940万7,000円となった次第であります。

次に、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定については、事務の効率化に伴う配置がえや、税務課内に債権管理室、福祉保健課内に健康長寿室を創設いたしますので、一部改正を行うものです。

永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に情報連携の運用の規定等が追加されましたので、関連条例の一部を改正するものです。

永平寺町税条例及び国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消費税率10%への引き上げ延期に伴い、地方税において消費税10%段階の措置として予定していたものについて引き上げ時期の変更等の改正を行うことや、国民健康保険事業特別会計の安定した運営を図ることから、所得割額、資産割額等の変更及び軽減税額等の改正を行うものです。

永平寺町ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定につきましては、町有施設の老朽化を踏まえ、基金を今後の施設改修等への財源として活用するため、3基金を廃止して既存の基金に統合するほか、永平寺町緑の村運動広場条例の一部改正につきましては、テニスコートの用途変更に伴い改正を行うものです。

永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、及び指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険

法の改正に伴う地域密着型サービスの事業の人員基準等が見直されたことにより各条例の改正を行うものです。

永平寺町禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、地域資源を活用した産学官連携や滞在型機能を活用して、交流、地域の活性化を目的に東諏訪間地区に施設を整備しましたので、設置、管理の条例を制定するものです。

そのほか、第二次永平寺町総合振興計画の策定や、任期満了に伴う教育委員会委員の任命同意、人権擁護委員候補者の推薦についてもお願いするものであります。

以上、町政に対する所信と本定例会に提出する議案等について申し上げましたが、上程の都度、詳細にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願いいたします。

地方創生の時代に突入し、永平寺町が将来にわたって町民が安心して生活していくことにつながるよう、大胆な発想のもと、多くの情報を得た上で判断、行動し、町民の皆様とともに活力ある永平寺町をつくることを目指してまいります。

議員の皆様におかれましても、さらなるご支援を賜りますようお願いいたします。開会のご挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

～日程第4 承認第1号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第4、承認第1号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました承認第1号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳出において、落雷による施設整備の修繕及び町営駐車場管理委託料の不足分、合わせて222万6,000円を計上させていただいたものでございます。これらは、できるだけ速やかに対応するため、専決により予算措置をさせていただいたものでございます。

財源となります歳入では、公有建物災害共済金と町営駐車場使用料により措置をしております。

なお、専決日は平成29年1月12日でございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、承認第1号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、平成29年1月12日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告並びに承認をお願いするものでございます。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5,038万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、5ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをお願いします。

款3民生費におきましては、12月9日に御陵幼児園付近で発生しました落雷により御陵幼児園の空調設備、自動火災報知機等が故障したため、早急に修繕する必要がありましたので、修繕料202万6,000円を計上するものでございます。

なお、保険の対象となりますので、財源としまして、9ページのとおり、歳入におきまして、公有建物災害共済金202万6,000円をその他民生費雑入として計上しております。

次に、款7商工費におきましては、駐車場利用台数の増に伴い町営駐車場管理委託料が増加し、不足する事態となりましたので、今後の見込み分と合わせて20万円を計上するものでございます。

なお、歳入におきましては、9ページのとおり、町営駐車場使用料50万円を計上しております。また、財源充当の関係により、前年度繰越金30万円を減額しております。

以上、承認第1号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

承認第1号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算の専決処分の承認についての件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第5 議案第1号 平成28年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第6 議案第2号 平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第3号 平成28年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第4号 平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第5号 平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第10 議案第6号 平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第5、議案第1号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第10、議案第6号、平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの6件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第1号から日程第10、議案第6号までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程されました議案第1号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第6号、平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算について申し上げます。

歳出におきまして、国の補助金の内示を受け、永平寺参ろ一どを活用した自動走行実証実験基盤整備事業や、松岡小学校南校舎棟大規模改修事業の予算を計上したところです。これらは翌年度に繰り越しての実施となります。

そのほか、国民健康保険事業特別会計への繰出金や除雪委託料が増額となった一方で福井坂井地区広域市町村圏事務組合の負担金や農地集積協力金が減額となるなど、総額1億4,586万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源となります歳入では、国庫及び県支出金、町債、繰越金等により措置をしております。

次に、議案第2号、平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましましては、歳出において一般被保険者療養給付費に不足が見込まれるため、その不足分等を計上するものでございます。

財源となります歳入では、一般会計繰入金、基金繰入金等により措置をしております。

議案第3号、平成28年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましましては、保険料収入の増加分を広域連合に納付するため、計上するものでございます。

議案第4号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算については、地域密着型介護サービス給付費の実績及び見込みによる増額分等を計上するものでございます。

議案第5号、平成28年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につきましましては、繰越明許費の計上のみでございます。

議案第6号、平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算につきましましては、

資本的支出において配水設備改良費を減額するものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第1号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第6号、平成28年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまで一括して提案理由の補足説明をさせていただきます。

議案第1号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の13ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,586万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億9,624万4,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、14ページから16ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条の翌年度へ繰り越して行う事業については、17ページの第2表、繰越明許費のとおりで、款2総務費のICカード標準システム事業から款10教育費のふるさと永平寺「郷土の偉人」副読本作成事業まで12事業、5億7,552万円を平成29年度へ繰り越しするものでございます。

第3条の地方債の補正については、18ページの第3表、地方債補正のとおりで、永平寺参ろ一どを活用した自動走行実証実験事業に係る財源として、一般補助施設整備等事業債3,000万円を追加し、合併特例債については8億7,700万円から10億880万円に増額するものでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

24ページをお願いします。

款2総務費、目1一般管理費の生活交通路線維持対策事業補助金108万5,000円は、本年度の運行実績により補助額が増額となる見込みのため、増額分を計上するものでございます。

同じく目4財産管理費の基金積立金52万8,000円は、基金運用の成果により運用益が当初予算を超える見込みとなったため、増額分を計上するものでござ

ざいます。

同じく目5企画費の負担金3,361万8,000円の減額は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合における新公会計システム導入事業委託や、マイナンバー保守関連経費に執行残が発生したことから、永平寺町としての負担金総額を減額計上するものでございます。

25ページをお願いします。

款3民生費、目1社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金3,096万4,000円は、国民健康保険特別会計の3月補正財源として計上するものでございます。

同じく目3心身障害者福祉費の扶助費1,384万1,000円は、今年度のこれまでの実績から勘案し、介護給付費、訓練等給付費の増が見込まれることから2,248万6,000円の増額、重度心身障害者医療費の減が見込まれることから960万円の減額等によるものでございます。

同じく目5後期高齢者医療費の後期高齢者広域連合医療給付費負担金1,730万8,000円の減額は、後期高齢者広域連合への療養給付費負担金の額が確定しましたので減額分を計上するものでございます。

26ページをお願いします。

中段の款4衛生費、目2予防費のがん検診事業委託料100万2,000円は、本年度より実施しています胃の内視鏡検査の受診者数が当初見込みより大きく伸びたことによる委託料の増額でございます。

項2清掃費、目2塵芥処理費の福井坂井広域市町村圏事務組合負担金2,950万8,000円の減額は、清掃センター運営負担金や塵芥処理施設建設負担金など、組合への負担金額が確定しましたので減額分を計上するものでございます。

27ページをお願いします。

款6農林水産業費、目3農業振興費の補助金4,594万3,000円の減額は、多面的機能支払交付金において、当初見込みよりも新規組織がふえなかったことなどにより891万9,000円の減額、農地中間管理事業において、組織が法人化し農地集積を行うことを見込んで予算措置を行いましたが、法人化が難しくなったため農地集積協力金を3,317万6,000円減額するもの等でございます。

款7商工費、目3観光費の門前まちなみ整備工事1,200万円の減額は、用地買収や物件の移転補償に関し、地権者との交渉により当初計画していた工事等

を執行する必要がなくなったため減額するものでございます。

28ページをお願いします。

款8土木費、目1土木総務費の補助金1,110万円の減額は、福井の伝統的民家普及促進事業において、当初、推進地区内で4件分の補助金を予算措置いたしました。推進地区外からの2件分の申請実績となったため800万円の減額、及び木造住宅耐震化等改修促進事業において、本年度は申請実績がなかったため310万円の減額を行うものでございます。

項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費の除雪委託料2,302万5,000円は、除雪出動の実績及び今後の見込みを勘案し増額計上するものでございます。

同じく目3道路新設改良費の工事請負費7,774万2,000円は、永平寺参ろ一どを活用した自動走行実証実験基盤整備工事1億円のほか、社会資本整備総合交付金事業において、本年度の国庫補助金の内示額が低かったことから内示額での範囲内での施工としました町道大月藤巻線歩道整備工事2,608万5,000円の減額等によるものでございます。

なお、自動走行実証実験基盤整備事業の財源としましては、国庫補助金であります地方創生拠点整備交付金を6,000万円、県補助金であります自動走行実証実験基盤整備支援事業補助金を3,000万円、起債である一般補助施設整備等事業債を3,000万円計上しているところでございます。

29ページをお願いします。

中段の款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費の工事請負費1億8,150万円は、今年度、国の補助金の内示があったことにより松岡小学校南校舎棟の大規模改修費用を計上したことが主なものでございます。なお、改修は翌年度に繰り越しての施工となります。

また、改修工事の財源としましては、国庫補助金である学校施設環境改善交付金を4,247万8,000円、合併特例債を1億3,700万円計上しているところであります。

30ページをお願いします。

中段の款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費の工事請負費2,200万円の減額は、緑の村ふれあいセンターの雨漏り対策として、当初は屋根全体のふきかえを予定しておりましたが、事業費圧縮を図るため、工法を再検討し工事費を抑制したことによる1,500万円の減額等によるものでございます。

次に、これらの財源となります歳入の主なものについてご説明いたします。

戻りまして、21ページをお願いします。

中段の款13国庫支出金、項2国庫補助金では、自動走行実証実験基盤整備事業の財源となります。地方創生拠点整備交付金6,000万円及び松岡小学校南校舎棟の大規模改修事業の財源となります。学校施設環境改善交付金4,247万8,000円を追加したほか、社会資本整備総合交付金等の減額により3,230万1,000円とお願いするものでございます。

22ページをお願いします。

款14県支出金、項2県補助金では、目1総務費県補助金の自動走行基盤整備支援事業補助金3,000万円を計上したほか、目5農林水産業費県補助金の農業費補助金4,346万5,000円等の減額により2,333万1,000円の減額とするものでございます。

23ページをお願いします。

款17繰入金、財政調整基金繰入金1億5,000万円の減額は、他の財源が見込まれるため、当初取り崩すこととしていた額の全額を減額するものでございます。

下段の款20町債では、3月補正の財源として合併特例債を1億3,180万円増額し、一般補助施設整備等事業債3,000万円を追加計上しております。

以上、議案第1号、平成28年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の33ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,181万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,383万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、34ページから35ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出についてご説明申し上げます。

41ページをお願いします。

款2保険給付費の一般被保険者療養給付費6,487万7,000円は、一般被保険者療養給付費に不足が見込まれるため、その不足分を計上するものでござ

います。

同じく退職被保険者等療養給付費5, 100万円の減額は、退職被保険者等療養給付費の減額が見込まれるため減額するものでございます。

他の科目も同様に、見込み額の確定によりそれぞれ増額及び減額の補正をお願いするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、39ページをお願いします。

今回の歳出補正により、共同事業交付金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金が減額となっていることから、財源の不足分として一般会計からの事務費繰入金4, 289万6, 000円、及び40ページのとおり、基金繰入金3, 463万9, 000円、繰越金2, 405万1, 000円を計上しております。

以上、議案第2号、平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号、永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468万3, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億583万5, 000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、46ページから47ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございまして。

51ページをお願いします。

上段の款2後期高齢者医療広域連合納付金458万8, 000円は、保険料収入の増加分を広域連合に納付するため計上するものでございます。

以上、議案第3号、平成28年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号、永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第52号、平成28年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の54ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,871万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,342万4,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、55ページから56ページの第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げます。

61ページをお願いします。

中段の款2保険給付費、目3地域密着型介護サービス給付費3,500万円は、地域密着型介護サービス給付費の実績及び見込みによる増額分を計上するものでございます。

目9居宅介護サービス計画給付費160万円につきましても、実績及び見込みによる増額分を計上するものでございます。

62ページをお願いします。

款3基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金128万3,000円は、第三者行為による損害賠償金を基金に積み立て計上するものでございます。なお、財源は全額第三者からの納付金でございます。

戻りまして、59ページの歳入についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、介護給付費の増の特定財源として、負担割合に沿って保険料、国庫支出金、県支出金などを計上するものでございます。

以上、議案第4号、平成28年度永平寺町介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第5号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計補正予算は、今回、歳入歳出予算総額に変動はなく、繰越明許費の計上のみとなっております。

66ページをお願いします。

特定環境保全下水道志比処理区統合事業において污水管接続工事1,430万2,000円を次年度へ繰り越すものでございます。

以上、議案第5号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号、永平寺町上水道事業会計補正予算についてご説明申

し上げます。

議案書の69ページをお願いします。

第2条のとおり、資本的支出補正額1,989万円を減額いたしまして、補正後の資本的支出総額を2億2,307万7,000円とお願いするものでございます。

77ページをお願いします。

下段の資本的支出の構築物1,989万円の減額は、志比・南部配水区統合事業において送水管布設を下水道管との同時施工としたことによる工事費削減分として1,100万円と、同時施工による工期の増から、送水管布設完了後に施工予定であった残留塩素計更新工事などが年度内に着工できなくなったため、889万円をそれぞれ減額するものでございます。

なお、上段の資本的収入では、事業費の減に伴い、企業債450万円、国庫補助金448万8,000円をそれぞれ減額計上しております。

以上、議案第6号、永平寺町上水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

金元議員。

○9番（金元直栄君） とりあえず1点だけ質問させていただきます。

27ページですけれども、農業振興費で農地集積協力金の減額3,300万。これは、中間管理機構を通じて田んぼを預けた人たちには支払われるけれども、それ以外、いわゆるそれを受ける生産組合とか個人については協力金という形で払われるということになっています。

その協力金ですけれども、いわゆる受ける側が法人になることで受けられるという、そんな条件がついたところなんかがあったりするようですが、いわゆる経営規模拡大になっていく、中間管理機構を通じて田んぼを受けて経営規模拡大になっていく。施設の拡充なんかに伴うこともあり得るわけですね。施設の。乾燥機なんかですと、それを受けることでその許容量が不足するということもあり得るので、そういうようなときに、いわゆる法人化できないから単純に協力金が削減されるというふうなことが僕はあってはならないと思うんですね。そこは行政もきちっと県と橋渡しをして進めるべきではないかと私は思っています。

特にこの点で言うと、いわゆる以前、ほかの補助金ですと、例えば認定農家なんかでも法人化の補助金を受けるに当たって法人化の条件がありますけれども、それは将来にわたってそういう計画を持っているということでそれが承認されてきた経過もあるんですが、これは特別に何かそういう違いがあるのか。それと、これが削減されることで受ける側のいろんな問題が生じないかということはどう考えているんでしょう。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（小林良一君） ただいまのご質問でございますが、農地中間管理機構を通しての協力金ということで、これ農地集積協力金3,317万の補正でございますけれども、これにつきましては当初、地区につきましてはちょっと今伏せさせていただきますけれども、法人化して農地中間管理機構に預けて、そしてその地権者の方、地域の方に協力金を支払う予定でございましたが、地元がどうしてもまとまらなかったということで、今回、計上をちょっと削減させていただいたということで、個人とかそういうものにつきましてはそういった農地中間管理機構を通した場合には個別に計上をいたしております。

ということで、以上でございます。

○議長（齋藤則男君） 金元議員。

○9番（金元直栄君） ということは、法人化しないからそれが支払われなかったというわけではないということですね。

それらを含めて、これからいろいろやっぱり研究もし論議していきたいと思えますんで、この案件についてはぜひ予算常任委員会に付託されて十分論議していただきたいと思えます。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第6号までの6件を、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 02 分 休憩)

---

(午前 11 時 15 分 再開)

～日程第 1 1 議案第 7 号 平成 29 年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第 1 2 議案第 8 号 平成 29 年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第 1 3 議案第 9 号 平成 29 年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第 1 4 議案第 10 号 平成 29 年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第 1 5 議案第 11 号 平成 29 年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第 1 6 議案第 12 号 平成 29 年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第 1 7 議案第 13 号 平成 29 年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○町長 (河合永充君) (録音切れ)

しております第二次永平寺町総合振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえた施策の推進と福井しあわせ元気国体に向けた体制強化、老朽化施設の耐震化や改修及び新たなインフラ整備など 32 件の新規事業や 13 件の拡充事業、24 件の大型継続事業に重点配分したところであり、一般会計の予算総額は 92 億 4,983 万 8,000 円となった次第であります。

歳入では、確実に収入が見込まれる町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金等を計上するとともに、地方債の借り入れと財政調整基金を取り崩して措置することとしております。

次に、議案第 8 号から第 13 号の特別会計と企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、歳出において、療養給付費や高額医療費等を計上し、歳入において、国民健康保険税及び国、県、町による公費負担等を計上し、国民健康保険事業の健全な運営を確保することとしております。

このほか、後期高齢者特別会計を初めとする特別会計と企業会計につきましては、それぞれの事業が円滑に執行できるよう適正な予算を編成したところであり

ます。

その結果、平成29年度特別会計の予算総額は49億5,941万円となり、上水道事業の企業会計は、収益的支出が3億6,777万9,000円、資本的支出が1億9,940万7,000円となった次第であります。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第7号、平成29年度永平寺町一般会計予算についてから議案第13号、平成29年度永平寺町上水道事業会計予算についてまで、一括して提案理由の補足説明をさせていただきます。

平成29年度の予算編成におきましては、新たに策定しております第二次総合振興計画の基本計画及び重点施策の着実な推進と持続可能な財政基盤の確立に向けた行財政改革の推進を基本方針に掲げ、限られた財源の中で最大の行政効果があるよう、今必要なサービスの充実と将来の活力あるまちづくりの推進に向けて予算編成を行っております。

初めに、議案第7号、平成29年度永平寺町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度永平寺町一般会計予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92億4,983万8,000円とお願いするもので、前年度と比較しますと9,885万1,000円の増額、率にして1.1%の増でございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条、地方債については、7ページの第2表、地方債によるところでございます。

第3条、一時借入金については、借入額の最高額は5億円と定めております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款1町税につきましては、項1町民税から項5入湯税までを合わせまして19億4,232万6,000円で、前年度と比較して1,111万3,000円の増額でございます。主な要因としましては、法人税におきまして、企業の設備投

資が増加したことにより1,720万円の減額、及び固定資産税におきまして、設備投資による償却資産分の増により1,650万円の増額などを見込んだことによるものでございます。

12ページをお願いします。

中段の款6地方消費税交付金3億3,700万円は、県の推計値等により、前年度と比較して3,800万円の減と見込んでおります。なお、平成26年4月1日より消費税率が引き上げられた趣旨に鑑み、その引き上げ分相当の1億3,900万円は社会保障財源交付金として社会保障関連経費に充当することとしております。

次に、13ページの款9地方交付税36億6,000万円は、普通交付税及び特別交付税ともに国の地方財政計画を考慮して、前年度と同額を見込んでおります。

次に、15ページから16ページに掲載しております款13国庫支出金は、合わせまして7億6,497万3,000円で、前年度と比較して8,673万9,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、前年度の臨時福祉給付金事業補助金2,412万6,000円が皆減となったものの、介護給付費負担金が1,399万8,000円の増、商工費における社会資本整備総合交付金が8,596万円の増となったことによるものでございます。

次に、17ページから22ページに掲載しております款14県支出金は6億7,287万1,000円で、前年度と比較して4,655万4,000円の減となっております。主な要因といたしましては、国体関連経費の補助金2,411万9,000円、公共施設等利活用プロジェクト事業補助金3,000万円が新たにふえたものの、ふるさと創造プロジェクト補助金7,198万4,000円の皆減、機構集積協力金3,317万6,000円の減などによるものでございます。

23ページをお願いします。

後段の款17繰入金の基金繰入金1億5,000万円は、前年度と比較して1,395万円の減となっております。

27ページをお願いします。

款20町債10億8,250万円は、前年度と比較して350万円の増となっております。主なものとしては、臨時財政対策債3億円、地域情報通信基盤整備事業などの投資的経費に充当する合併特例債7億6,600万円、消防ポンプ車

両購入費に充当する緊急防災・減災事業債 1, 650 万円でございます。

続きまして、歳出については、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

戻りまして、9 ページをお願いします。

款 2 総務費 1 億 4 千 3 百 7 万 8 千 3, 000 円は、前年度と比較して 3 億 5, 053 万 4, 000 円の減額、率にして 20% の減でございます。

減額の要因としましては、旧消防庁舎改修事業、ふるさと創造プロジェクト拠点施設整備事業、防災行政無線整備事業の終了によるものでございます。

38 ページをお願いします。

今年度の主な事業といたしまして、町全域を対象に民間企業による超高速通信回線サービスの事業展開を支援する地域情報通信基盤整備事業補助金 1 億 8, 500 万円を計上しているところでございます。

戻りまして、9 ページをお願いします。

次に、款 3 民生費 2 億 2, 995 万 2, 000 円は、前年度と比較して 8 千 4 万 5, 000 円の減でございます。

主なものとしましては、50 ページをお願いします。

目 1 社会福祉総務費におきまして、前年度ありました臨時福祉給付金が皆減となったことから 4, 206 万 6, 000 円の減額となったほか、目 3 心身障害者福祉費が 5 億 5, 997 万 5, 000 円となり、前年度より 2, 558 万 4, 000 円の増額。

61 ページの後段、目 5 子育て支援事業が 6, 117 万 1, 000 円となり、前年度より 1, 614 万 8, 000 円の増額となったところでございます。

戻りまして、9 ページをお願いします。

次に、款 4 衛生費 4 億 6, 965 万 4, 000 円は、前年度と比較して 2 億 1 万 1, 000 円の増でございます。

主なものといたしまして、68 ページをお願いします。

項 2 清掃費、目 2 塵芥処理費におきまして一般廃棄物収集運搬業務委託料 9, 100 万円、福井坂井地区広域事務組合負担金 1 億 2, 979 万 7, 000 円など計 2 億 2, 179 万 7, 000 円となり、前年度より 3 千 2 百 2 万 1, 000 円の増となっております。

戻りまして、9 ページをお願いします。

次に、款 5 労働費 4, 068 万 9, 000 円は、前年度と比較して 4 万 3 千 9,

000円の減でございます。

次に、款6農林水産業費5億8,847万2,000円は、前年度と比較して2,613万円の減でございます。減額の要因としましては、農地集積協力金が前年度より3,317万6,000円の減額となったこと等によるものでございます。

主な事業といたしまして、73ページをお願いします。

目3農業振興費において、農業の多面的機能の維持、発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する多面的機能支払交付金6,618万4,000円を継続して取り組むほか、収益性の高い農業経営の転換を図るため、園芸用農業機械等を整備する集落営農組織等に対する支援及び経営農地の規模拡大に取り組み経営力を高めるために水田用農業機械等を整備する認定農業者や農業法人、集落営農組織等に対する支援を行う水田農業大規模化・園芸導入事業補助金、営農、水田合わせて3,529万8,000円を昨年に続き計上したところでございます。

戻りまして、9ページをお願いします。

次に、款7商工費5億5,102万3,000円は、前年度と比較して1億5,345万2,000円の増額、率にして38.6%の増でございます。増額の要因としましては、門前まちなみ整備事業費が3億5,145万9,000円で、前年度より1億1,803万3,000円の増となったことなどによるものでございます。

82ページをお願いします。

目3観光費の工事請負費では、門前まちなみ整備工事2億5,752万3,000円、負担金、補助及び交付金では、越前加賀インバウンド推進機構負担金947万4,000円、九頭竜フェスティバル実行委員会の補助金でありますイベント実行委員会補助金1,050万円、観光物産協会への補助金であります地域資源活用事業補助金510万円等を計上しております。

戻りまして、9ページをお願いします。

次に、款8土木費11億1,862万円は、前年度と比較して5,357万1,000円の減でございます。減額の要因としましては、下水道費で3,132万3,000円、住宅費で4,459万9,000円のそれぞれ減額となったことによるものでございます。

89ページをお願いします。

土木費における主な事業としまして、目3道路新設改良費において、工事請負

費で国体会場となる松岡中学校までの交通アクセス向上と安全確保を目的に道路の新設と駐車場整備を行う町道松岡清水1号線道路整備工事6,000万円を含む町内一円の町道整備工事1億2,300万円、町道大月藤巻線歩道整備工事3,600万円、領家歩道橋架設工事1,936万円等を計上しております。

戻りまして、9ページをお願いします。

次に、款9消防費3億7,641万円は、前年度と比較して3,594万8,000円の増額でございます。増額の要因としましては、消防関連車両購入費5,401万4,000円の増等によるものでございます。

次に、款10教育費14億1,604万9,000円は、前年度と比較して3億9,803万7,000円の増額、率にして39.1%の増でございます。増額の要因としましては、松岡中学校校舎改修工事、松岡総合運動公園グラウンド改修工事、松岡B&G海洋センター耐震補強改修工事などの国体関連施設の改修及び松岡公民館耐震補強改修工事や旧上志比小学校体育館耐震補強改修工事等の施設改修費の大幅増によるものでございます。

106ページをお願いします。

106ページに掲載してございます項3中学校費、目1学校管理費の工事請負費では、松岡中学校体育館部室・トイレ等改修工事及び体育館照明等改修工事合わせて7,318万2,000円等を計上しております。

114ページをお願いします。

項5社会教育費、目2公民館費の工事請負費では、松岡公民館耐震補強改修工事1億1,919万6,000円を計上しております。

123ページ及び124ページをお願いします。

項6保健体育費、目2体育施設費の工事請負費では、松岡総合運動公園グラウンド改修工事3,261万6,000円、松岡B&G海洋センター耐震補強改修工事8,272万8,000円、旧上志比小学校体育館耐震補強改修工事1億2,950万円等を計上しております。

戻りまして、9ページをお願いします。

次に、款11公債費6億4,432万3,000円は、前年度と比較して5,051万3,000円の減額、率にして7.3%の減でございます。

以上、議案第7号、平成29年度永平寺町一般会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計に係る予算についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億5,862万5,000円とお願いするもので、前年度と比較して1,761万7,000円の増、率にして0.9%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから5ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は1億円と定めております。

それでは、6ページ、7ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、6ページの歳入についてご説明申し上げます。

款1国民健康保険税は3億7,405万1,000円で、前年度と比較して1,870万1,000円の増となっております。増額の要因としては、税率の改定を想定した結果、増額となったものでございます。

次に、款3国庫支出金については4億983万7,000円で、前年度と比較して9,062万9,000円の増でございます。増額の要因としては、医療費の増及び前期高齢者交付金の減による公費負担金の増によるものでございます。

次に、款5共同事業交付金は4億3,708万6,000円で、前年度と比較して913万3,000円の減となっております。

次に、款7前期高齢者交付金は5億9,402万4,000円で、前年度と比較して4,001万6,000円の減となっております。減額の要因としては、前年度実績を考慮した結果、減額となったものでございます。

次に、款9繰入金は8,919万7,000円で、前年度と比較して932万4,000円の減となっております。減額の要因としては、財政安定化支援事業繰入金の減によるものでございます。

続きまして、7ページの歳出についてご説明申し上げます。

款2保険給付費は12億6,868万3,000円で、前年度と比較して2,209万円の増、率にして1.8%の増となっております。

主なものとして、14ページをお願いします。

下段のとおり、一般被保険者療養給付費10億7,334万4,000円、退職被保険者等療養給付費4,017万1,000円、及び15ページ下段の一般

被保険者高額療養費1億3,071万1,000円をそれぞれ計上しております。

戻りまして、7ページをお願いします。

次に、款3後期高齢者支援金等は2億2,551万8,000円で、前年度と比較して207万2,000円の増となっております。

次に、款6共同事業拠出金は4億3,708万9,000円で、前年度と比較して913万3,000円の減となっております。

主なものとして、18ページ下段のとおり、保険財政共同安定化事業拠出金が1,783万5,000円の減となっております。

戻りまして、7ページをお願いします。

次に、款7保健事業費については、特定健康診査事業費1,417万3,000円など2,258万2,000円を計上しております。

次に、款10介護納付金については8,239万6,000円を計上しております。

以上、議案第8号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,268万5,000円とお願いするもので、前年度と比較して1,153万3,000円の増、率にして5.7%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は3,000万円と定めております。

それでは、4ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款1後期高齢者医療保険料は1億5,905万1,000円で、前年度と比較して1,101万4,000円の増となっております。

次に、款3繰入金は5,157万円で、主なものとして保険基盤安定繰入金4,980万5,000円を一般会計より繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金は2億885万7,000円で、前年度と比較して1,137万2,000円の増となっております。

以上、議案第9号、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億4,519万7,000円とお願いするもので、前年度と比較して4,297万円の増、率にして2.4%の増となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから4ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は1億円と定めております。

それでは、5ページ、6ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款1 保険料は3億9,207万円で、前年度と比較して340万7,000円の増となっております。

次に、款3 国庫支出金は4億2,111万9,000円で、前年度と比較して788万円の増となっております。増額の要因としては、地域支援事業の交付金の増によるものでございます。

次に、款4 支払基金交付金は4億9,272万4,000円で、前年度と比較して1,270万円の増。増額の要因としては、保険給付費及び地域支援事業費の増によるものでございます。

次に、款5 県支出金は2億6,810万5,000円で、前年度と比較して625万8,000円の増となっております。

次に、款7 繰入金は2億7,117万2,000円で、前年度と比較して1,272万5,000円の増となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

款2 保険給付費は17億4万9,000円で、前年度と比較して553万9,000円の増となっております。主なものといたしましては、制度改正及び施設の増により地域密着型介護サービス給付費が6,870万円の増となったものの、

介護予防サービス給付費が4,320万円の減となっております。

次に、款5地域支援事業費は9,676万5,000円で、前年度と比較して4,326万2,000円の増、率にして80.9%の増となっております。増額の要因としては、制度改正により、要支援認定者の通所介護サービス、訪問介護サービスが保険給付費から地域支援事業費に移行したことによるものでございます。

以上、議案第10号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,594万6,000円とお願いするもので、前年度と比較して6,008万1,000円の減、率にして8.5%の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございませう。

第2条、地方債については、4ページの第2表、地方債によるところでございませう。

第3条、一時借入金については、借入額の最高額は5,000万円と定めております。

それでは、5ページ、6ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款2使用料及び手数料は1億9,453万8,000円で、前年度と比較して110万3,000円の減とほぼ同額でございませう。

次に、款4国庫支出金は300万円で、前年度と比較して1,400万円の減となっております。これは、特定環境保全公共下水道の志比処理区統合事業費の減によるものでございませう。

次に、款5繰入金については4億4,449万4,000円で、前年度と比較して2,984万2,000円の減となっております。これは、起債、償還金の減による一般会計からの繰入金の減によるものでございませう。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

款2下水道事業費は2億3,903万8,000円で、前年度と比較して2,379万2,000円の減でございます。

主なものとして、12ページをお願いします。

項2下水道建設費、目1公共下水道建設費の委託料では、下水道法の改正により、予防保全を中心とした戦略的な維持管理、更新を行うことを目的とした事業計画の変更を行う公共下水道事業計画変更業務委託料1,285万2,000円を計上しております。

また、目2特定環境保全下水道建設費では、前年度より3,593万円の減とし、工事請負費で志比処理区統合に伴う管路布設工事670万5,000円を計上しているところでございます。

戻りまして、6ページをお願いします。

次に、款3公債費は3億8,607万7,000円で、前年度と比較して2,881万2,000円の減となっております。

以上、議案第11号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,695万7,000円とお願いするもので、前年度と比較して1,995万円の減、率にして9.2%の減となっております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額については、2ページから3ページにかけての第1表、歳入歳出予算によるところでございます。

第2条の一時借入金については、借入額の最高額は3,000万円と定めております。

それでは、4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書についてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

款2使用料及び手数料については5,417万9,000円で、前年度と比較して15万7,000円の増とほぼ同額でございます。

次に、款3繰入金については1億4,202万6,000円で、前年度と比較

して449万2,000円の減となっております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

5ページをお願いします。

款2農業集落排水事業費については6,053万5,000円で、前年度と比較して1,711万2,000円の減となっております。減額の要因としては、上志比地区農業集落排水建設費において下水道処理施設監視システム導入業務が終了したこと等によるものでございます。

次に、款3公債費については1億2,782万7,000円でございます。

以上、議案第12号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号、平成29年度永平寺町上水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

平成29年度永平寺町上水道事業会計予算書の1ページをお願いします。

第3条のとおり、収益的収入は4億1,980万円に、収益的支出は3億6,777万9,000円にそれぞれお願いするものでございます。

2ページをお願いします。

第4条において、資本的収入は8,971万4,000円に、資本的支出は1億9,940万7,000円にそれぞれお願いするものでございます。

収益的支出と資本的支出を合わせました歳出予算総額は5億6,718万6,000円となり、前年度と比較して6,122万2,000円の減、率にして9.7%の減となっております。

第5条、企業債については、2ページのとおりでございます。

第6条、一時借入金については、一時借入金の限度額は5,000万円と定めております。

20ページをお願いします。

初めに、収益的収入の主なものについてご説明申し上げます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益2億8,461万8,000円は、給水戸数7,303戸分の水道使用料で、前年度と比較して1,025万7,000円の減となっております。

次に、収益的支出の主なものについてご説明申し上げます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費に5,503万6,000円、目2配水及び給水費に2,843万9,000円をそれぞれ計上してお

ります。

22ページをお願いします。

同じく項2 営業外費用、目1 支払利息に2,981万9,000円の企業債利子の償還金を計上しております。

23ページをお願いします。

資本的収入の主なものについてご説明申し上げます。

款1 資本的収入、項1 他会計負担金4,851万4,000円は、永平寺地区と上志比地区の旧簡易水道事業債元金償還分負担金を計上しております。

同じく項2 企業債4,120万円は、資本的支出の建設改良費の財源として水道事業債を計上しております。

次に、資本的支出の主なものについてご説明申し上げます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目3 配水設備改良費3,772万9,000円は、永平寺地区配水管布設工事等の構築物1,089万1,000円、永平寺地区設備制御機器更新工事等の機械及び装置2,624万4,000円等を計上しております。

24ページをお願いします。

同じく項2 企業債償還金として企業債元金償還金1億4,241万1,000円を計上しております。

以上、議案第7号、平成29年度永平寺町一般会計予算についてから議案第13号、平成28年度永平寺町上水道事業会計についてまでの提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号から議案第13号までの7件は、会議規則第39条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第18 議案第14号 永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第18、議案第14号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第14号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

より一層の事務効率化を図るため、平成29年度から、所属課における所掌事務の移管及び室の設置等を行いますので、その内容を当該条例に反映するものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 議案第14号、永平寺町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、主なものについてご説明を申し上げます。

議案書は85ページでございます。

第2条、総合政策課14号に「禅の里笑来の管理運営に関すること。」を新たに追加し、同条、税務課の「〔収納対策室〕」を削除し、「〔債権管理室〕」を新たに設置し、税外債権を含む一切の債権で滞納となっているものを一元化して取り扱うことにより徴収率の向上を図ることといたします。

また、86ページ中段における男女共同参画全般にわたる事務は生涯学習課へ移管し、一部事務のドメスティックバイオレンスに関することは福祉保健課へ移管させていただきます。なお、教育委員会事務局組織規則において、男女共同参画室は生涯学習課内に設置することといたします。

福祉保健課では、第18号の乳児医療・母子医療・父子医療、第20号の児童扶養手当を子育て支援課へ移管し、福祉保健課内に「〔健康長寿室〕」を新規に設置いたします。そのほかの高齢者関係の事務とともに所管することといたします。

商工観光課では、「魅力発信交流施設えい坊館の管理運営」を追加いたします。

これらの事務施行期日は平成29年4月1日としております。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第19 議案第15号 永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第19、議案第15号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第15号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行が平成29年5月30日に確定されたことにより、永平寺町個人情報保護条例に一部改正が必要になるものです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総務課長。

○総務課長（山下 誠君） 議案第15号、永平寺町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は87ページになります。

番号法の改正において、地方公共団体が条例により独自に個人番号を利用する

場合において、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携が可能となる規定、番号法第26条が追加され、この関連部分の施行日が平成29年5月30日とされたため、町の条例もその内容に対応した改正を行うものでございます。

番号法第26条の追加による町条例の改正といたしましては、1つ、情報提供ネットワークを利用した際に記録される情報提供等記録の対象範囲に、町が条例により独自に利用する場合も含まれます。

提供した情報に訂正がある場合、番号法による場合と同時に情報紹介者等に訂正内容を通知することとなります。

3番目に、番号法26条が追加されたため、永平寺町個人情報保護条例第21条の3第1項第1号中、「第28条」が「第29条」になることとなります。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第20 議案第16号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第20、議案第16号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第16号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、議会の議決をお願いするものでございます。

主な改正内容は、消費税率の引き上げ施行日が変更されることに伴う軽自動車

税環境性能割や、地方法人税の偏在是正のための税率の改正時期の変更でございます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） それでは、議案第16号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

議案書の88ページをお願いいたします。

地方税法の一部を改正する法律等が平成28年11月28日に公布されたこと及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が平成28年6月7日に公布されたことに伴い、永平寺町税条例の一部を改正する必要があるため、ご決議をお願いするものでございます。

改正の主なものは4点ございます。

まず、特定非営利活動促進法の改正に伴う名称の変更で、「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に変更するものでございます。関係条文は第16条の2でございます。

次に、消費税率の引き上げ時期の変更に伴う地方税制上の措置の施行期日の変更でございます。まずは自動車取得税を廃止し、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割を導入する期日を、平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更するものでございます。なお、環境性能割の税率区分につきましては、今後の環境技術の動向等を踏まえ、平成31年度税制改正で見直すこととされております。

次に、法人県民税法人税割の税率を2.2%、法人町民税法人税割の税率を3.7%、計5.9%引き下げ、地方法人税の税率を同じく5.9%引き上げ、地方へ配分する、いわゆる地方法人課税の偏在是正を導入する時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更するものでございます。

最後に、住宅ローン減税の適用期限を延長するもので、個人住民税におけます住宅借入金等特別控除の適用期限を平成31年6月30日から平成33年12月31日まで延長するものでございます。

なお、この措置によります個人住民税の減収分については、全額国費で補填されることとなります。

以上、簡単ではございますが、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第21 議案第17号 永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第21、議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

永平寺町国民健康保険事業を健全に運営するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） それでは、議案第17号、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明申し上げます。

議案書の95ページをお願いいたします。

医療費の増加などにより、平成27年度で改正した現行の税率では国民健康保

険特別会計の財源が不足し、平成29年度以降の国民健康保険事業の運営に支障を来すことが見込まれることから、税率改正を行いたく、ご決議をお願いするものでございます。

永平寺町では、全国の4分の3の国民健康保険事業者が採用している所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で課税していますが、全国的な傾向を鑑み、所得割の比率を引き上げる一方で資産割の比率を引き上げることといたしました。また、所得割や資産割の応能割や均等割、平等割等の応益割との比率の均衡を維持する観点から、均等割、平等割の額について引き上げをお願いするものでございます。

保険医療給付費分として第3条から第5条まで、後期高齢者支援金分として第6条から第7条の3まで、介護納付金分として第8条から第9条の3までを改正するものでございます。また、低所得者に適用する軽減税率分では、保険医療給付費分や後期高齢者支援金分などの区分に応じまして第21条で均等割及び平等割の軽減をする金額を改正するものでございます。

施行期日は平成29年4月1日で、平成29年度の課税分からの適用となります。

以上、簡単ではございますが、永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第22 議案第18号 永平寺町ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第22、議案第18号、永平寺町ふるさと創生基

金条例等を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第18号、永平寺町ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

町有施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、基金を今後の施設改修等への財源として活用することを念頭に、ふるさと創生基金、ふるさと水と土保全基金、福祉基金の3基金を廃止し、それぞれ教育施設整備基金、まちづくり基金、地域福祉基金に統合するものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第18号、永平寺町ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定について、提案理由の補足説明をさせていただきます。

議案書の97ページをお願いします。

本条例により、永平寺町ふるさと創生基金条例、永平寺町ふるさと水と土保全基金条例、永平寺町福祉基金条例の3基金を廃止するものでございます。

今回の廃止条例は、町有施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえ、基金を今後の施設改修等への財源として活用することを念頭に、基金の再編を行うものでございます。

永平寺町ふるさと創生基金につきましては、その条例を廃止し、使用目的が同一である教育施設整備基金に統合し、小中学校の改修等の財源として活用を行うものでございます。

永平寺町ふるさと水と土保全基金につきましては、その条例を廃止し、まちづくり基金に統合し、第二次総合振興計画に位置づけられたまちづくり関連の施設建設、改修等の財源として活用を行うものでございます。

永平寺町福祉基金につきましては、その条例を廃止、目的が同一である地域福祉基金に統合し、福祉関連施設の改修等の財源として活用を行うものでございます。

なお、施行期日は平成29年4月1日としております。

以上、永平寺町ふるさと創生基金条例等を廃止する条例の制定についての提案

理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

金元議員。

○9番（金元直栄君） 私も基金については、数多い基金を廃止したり統合したりしたほうがいいというのはこれまでも質問してきたことがあると思うんですが、実は基金というのは、これは旧町村時代にそれなりの意味を持って設けられてきた基金、基金というのはそういうもの、特に使用目的を決めて設定してきている。そういう歴史もあることがありますから、やっぱりそれぞれの基金がどういう役割を果たしてきたのかということも含めてきちんと報告をしてほしいなと思っていますところですよ。

例えば旧松岡にあった、いわゆるふるさと創生基金。ほかのところではほぼそういう基金はなかったわけですが、それをやっぱりもとに学校の耐震補強に使おうと。でも合併前には、旧松岡ではこれを温泉施設建設に使おうという話もあったんですね。そういう調査費を盛ったこともあるんですが、議会としては2年連続そういう調査費を流す、凍結して流すということでそれを新しい、旧町時代もそうですが、新しい合併した後にそれを有効に使おうという話をしてきた経過があります。それぞれの、例えば町の福祉基金なんかでも、これはご奇様な人たちから、いわゆるご寄附をいただいたりして設けられてきた歴史のある基金もあったはずだと思うんですね。

だから、やっぱりそういう基金の設置目的なんかをきちんともう1回洗い直して、そこでどういう成果があったのか、使われ方をしてきたのか、だから今回そういう経過を踏まえてこういうものにしていきたいということをきちんとしていかないと、僕は基金の問題ではなかなか問題があるんじゃないかなと思うので、そこを、私だけが思うのか知りませんが、やっぱりきちんとそういう歴史的な意義も含めて調べた上で報告したりしてほしいと思っています。

その辺はいかがでしょう。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） おっしゃるように、それぞれの基金にはそれぞれの目的がございます。それは十分承知しておりますし、今おっしゃるように、どのような成果があったとか、どのような使われ方をしてきたのかということにつきましては調査しましてまたご報告をしたいというふうに思います。

ただ、今回の狙いにつきましては、以前からもたくさんの基金が非常に使われ  
ない状態で残っているものもあったということもありますので、それを必要なと  
ころに統合して、計画を持って活用できる状態にしたいなというような思いがあ  
ったのでございます。また説明をさせていただきたいと思いますが。

○議長（齋藤則男君） 金元議員。

○9番（金元直栄君） 本当に有効にどう使っていくかということが非常に大事なこ  
とで、僕はそれについては本当にそうだと思います。

ただ、そういう中でもそういう歴史的な経過、例えば旧永平寺にあった教育関  
係の基金なんかについては、それを寄附された内容をもとに、たしか学校関係で  
表彰規定か何かを設けて教育関係で活用していたこともあったと思うんですね。  
ただ、合併のときにそういうのは結構うやむやといううちに統合されてきたり  
した経過もあるんですが。ただ、本当にそれでよかったのかどうかというのは  
ちょっと心にひっかかるところもないわけではありません。

そういう意味では、十分そういうことも、当初つくられてきた、設けられてき  
た基金の性格とか目的なんかも含めて再調査して、ぜひ知らせていただきたいと  
思います。

以上です。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） 調査して報告しますが、今少し出ました合併のときに1  
回大きな統合といいますか、そういうことがあったと思います。旧永平寺町であ  
りました、例えば中野福祉基金であるとか、あと河合賞基金とか、そういうのは  
ありましたけれども、これらについては合併と同時にそれは廃止ということで引  
き継がれなかったということがあります。

それから、合併時に松岡町にありました公共施設整備基金とか、それと永平寺  
町にありました地域振興基金、これは平成20年度に統合されまして現在のまち  
づくり基金という形になっております。さらには、先ほどちょっと出ました松岡  
町のふるさと創生基金につきましては松岡町からの基金引き継ぎでございました  
けれども、これについては規則を設けまして学校施設等の耐震補強あるいは改修  
に使っていかうというようなことで競合されてきたというようなこともございま  
す。

そういったことも含めまして、また次の機会にきちっとご報告したいと思いま  
す。

以上です。

○議長（齋藤則男君） ほかにありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第18号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第23 議案第19号 永平寺緑の村運動広場条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第23、議案第19号、永平寺緑の村運動広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第19号、永平寺緑の村運動広場条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、当施設の改修整備によってテニスコートを用途変更することに伴い、施設名及び使用料に関する表を改正するものでございます。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山田孝明君） それでは、議案第19号、永平寺緑の村運動広場条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の98ページをお願いします。

今回、この条例の改正につきましては、昨年、平成28年3月の公共施設再編報告の中では、平成29年度に当施設のテニスコートの用途を廃止し駐車場を整備する計画でございました。施設の利用者の利便性を図ること、また高めることを目的に、実施年度を繰り上げて平成28年度に駐車場として約80台の駐車ス

ペースを確保しました。として整備しましたので、今回の議会において条例の一部改正をお願いするものです。

別表中の「（第6条関係）」を「（第7条関係）」に改め、施設名、テニスコートの欄、ここで言いますと施設の使用料、また料金、その欄を削るということが今回の改正内容でございます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号を、会議規則第39条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第24 議案第20号 永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

～日程第25 議案第21号 永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第24、議案第20号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第25、議案第21号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第21号までの2件を一括議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程されました議案第20号、永平寺町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第21号、永平寺町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明申し上げます。

この条例は、介護保険法の一部改正により、指定地域密着型サービス事業所の人員に関する基準及び定員に関する基準等を改正するものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） ただいま一括上程いただきました議案第20号、それから議案第21号の提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の99ページをお願いします。

今回の改正につきましては、医療介護総合確保推進法の改正に伴う介護保険法の改正により条例の改正を行うものです。

第83条第6項の改正につきましては、指定地域密着型サービス事業の人員に関する基準を改正するものです。内容としましては、指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設された指定地域密着型事業所の従業者の兼務について、介護職員の場合は、併設なら可能であること、それから看護師等は、同一敷地内にある指定地域密着型事業所と兼務することができるという改正内容でございます。

86条第1項の改正につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の上限を「25人」から「29人」に改正するものです。

第2項第1号の改正につきましては、上限の改正に伴い、通いのサービスの利用定員の幅を定めるものです。

次に、議案書の101ページをお開きください。

第45条第6項の改正につきましては、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員に関する基準を改正するもので、議案第20号と同じく介護職員、それか

ら看護師等の職務の兼務に関する内容でございます。

第48条第1項、第2項第1号につきましては、議案第20号と同じく登録定員の上限を「29人」に改正すること、それから上限の増に伴い、通いのサービスの定員の幅を定めるものでございます。

以上、よろしくご審議いただきましてご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第20号から議案第21号までの2件を、会議規則第39条第1項により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第26 議案第22号 永平寺禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第26、議案第22号、永平寺禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第22号、永平寺禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の制定についての提案のご説明を申し上げます。

永平寺町の地域資源を活用した産学官連携、地域間交流及び交流を通じた活力ある地域づくりを行うため、永平寺町禅の里笑来の設置及び管理に関する必要な事項について、地方自治法第244条の2第1項の規定により条例を制定するものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明申し上げます。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（太喜雅美君） それでは、議案第22号、永平寺禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、永平寺町禅の里笑来の設置及び管理に関する必要な事項を地方自治法に基づきまして制定するものでございます。

第1条では施設の設置を定め、第2条では、名称を永平寺町禅の里笑来として、その所在地を永平寺町諏訪間第4号11番地とします。

第3条は開館時間及び休館日について定めております。

第4条から第8条までは、禅の里笑来の使用及び使用料を規定させていただいております。

第9条から第12条までは、指定管理者による管理の場合に適用する事項を規定しております。

施行日は平成29年4月1日とさせていただきます。

以上、議案第22号、永平寺禅の里笑来の設置及び管理に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第22号を、会議規則第39条第1項の規定により、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本件を総務常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いいたします。

～日程第27 議案第24号 永平寺町教育委員会委員の任命同意について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第27、議案第24号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第24号、永平寺町教育委員会委員の任命同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書108ページをお願いします。

永平寺町教育委員会委員、松倉勝秀氏が本年3月28日に任期満了となりますので、後任の教育委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める後任の教育委員は、住所、永平寺町松岡吉野第8号19番地2、氏名、室 秀典氏、生年月日、昭和28年7月20日でございます。経歴は、平成20年4月には上志比小学校校長、また平成23年4月から松岡小学校校長に転任し、平成26年3月に同小学校を定年退職しております。平成26年4月から平成28年3月までの2年間、放送大学福井学習センターの広報主任として放送大学の普及発展にご尽力されました。賞罰に関しましては、平成26年9月28日、永平寺町体育協会体育功労賞、同年11月6日、福井県教育委員会教育功労賞を受賞しております。

上志比小学校及び松岡小学校で校長先生として在職中は、教職員の資質向上に指導力を発揮するとともに、対話型学習の授業研究推進や、家庭と連携して児童の健全な育成に尽力をいただいております。また、小学校を定年退職して以来、福祉委員として地域福祉向上に活躍されているほか、ボランティアで松岡中学校ソフトボール部の指導に取り組まれています。

このように、教育、学術及び文化に識見を有する室氏を教育委員として任命するため、議会の同意についてお諮りいたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

議案第24号、永平寺町教育委員会委員の任命同意についての件を採決します。

この採決は起立により行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（齋藤則男君） 起立全員です。

よって、本件は同意することに決定しました。

～日程第28 諮問第1号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第28、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

議案書110ページから111ページをお開きください。

現在、永平寺町人権擁護委員の永平寺町京善第16号10番地、木村正徳氏が本年6月末をもって任期満了、退任となるため、永平寺町荒谷第55号3番地2、大道清美氏を福井地方法務局に対し推薦しようとするものであります。

大道氏は、民生委員、児童委員や更生保護女性会委員など、さまざまな委員の経験により人権擁護に理解があり、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、委員として適任であり、これまでの知識を生かし手腕を発揮していただけるものと期待しております。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は大道清美君を適任とすることです。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は大道清美君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 0時33分 休憩）

---

（午後 0時34分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第29 議員派遣の件～

○議長(齋藤則男君) 次に、日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いを。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元の配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 0時35分 休憩)

---

(午後 0時35分 再開)

○議長(齋藤則男君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日2月28日から3月5日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(齋藤則男君) 異議なしと認めます。

よって、明日2月28日から3月5日までを休会とします。

3月6日は定刻より本会議を開催しますので、ご参集のほどよろしくお願いをいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 0時36分 散会)